2022年度末定期試験

新型コロナウイルス感染症への罹患・濃厚接触・副反応などによる代替措置

2022年12月6日 2022年12月27日追記 法学部・法科大学院

1 定期試験の基本方針

法学部・法科大学院の2022年度末定期試験は、対面試験の方式で実施する方向で予定しており、既に試験時間表にも試験教室を記載の上周知しているところです。

2 当日の重要な注意事項

事前に検温を行い、発熱等の症状がある場合には絶対に登校しないようにしてください。この場合の代替措置として後記3の(2)を用意しています。

教室では不織布等の適切なマスクを着用し、屋内での会話は控えてください。

3 代替措置の詳細

通常の追試験の制度(末尾参照)とは別に、下記の事由によって試験を受験できなかった場合に、代替措置をとることとします。この代替措置は、原則として、2月に予定している追試験であり、代替措置の具体的な実施方法等については別途連絡をすることとなります。

下記の事由で受験できない場合には、速やかに(なるべく、受験できない試験の開始時刻より前に)申請用URLから代替措置希望の申請を行ってください。

コロナ罹患等による代替措置の対象とする事由(下記のいずれか)

- (1) 新型コロナウイルス感染症への罹患
- (2) 新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる発熱等の発症
- (3) 新型コロナウイルス感染症罹患者との濃厚接触
- (4) 同居の家族等が新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる (検査結果待ち等)
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応
- * (2)(3)(4)は、オンライン試験となった場合には、この代替措置の対象とはしません。(2)は、オンライン試験となった場合には、他の病気の場合と同様の通常のルールで追試験の可否を判断します。

申請用URLは以下のとおりです。

法学部: https://forms.gle/AP1HcxDLEScJjDqcA 法科大学院: https://forms.gle/sjawEaSVqoMAU68R6

【注意】

・代替措置希望の申請時には、証明書類の提出が必要となります。**医療機関を受診した際の書類や検査結果が分かるもの(検査キットでの結果を含む)等は、代替措置を受けるまで原本を手元に保管**しておいてください。

・追試験は申請者がいる科目について特別に実施するものですので、**申請した科目 については原則として受験必須**です。特別な事情により申請後追試験が受験できなくなった場合には、速やかに各担当部署に連絡してください。

通常の追試験の制度は、法学部と法科大学院で異なります。それぞれの学生便覧等 で確認してください。

以上